



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.256 2018年12月・2019年1月



平成30年11月15日、三重県総合文化センターにおいて、「働き方改革アドバイザー派遣 取組成果中間共有会」が行われました。

現在、県からのアドバイザー派遣を受けて、働き方改革に取り組んでいる企業が、これまでの取組について発表を行い、質疑応答を交わすとともに、参加企業間の交流を図りました。

今後は、平成31年2月の最終報告にむけて、引き続き、各社での取組を進めていきます。

CONTENTS

- 1 [不当労働行為審査制度のご案内](#) (PDF: 261KB)
- 2 [三重労働局からのお知らせ](#)
 - ① (事業主の皆様)
[えるぼし認定 くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう](#) (PDF: 139KB)
 - ② [介護離職ゼロを目指して](#) (PDF: 414KB)
 - ③ [労働保険の申請は、簡単・便利な電子申請で!!](#) (PDF: 180KB)
 - ④ [三重県内の最低賃金\(平成30年10月1日発効\)](#) (PDF: 487KB)
 - ⑤ [車両電気配線装置製造業に係る業務に関する皆さんへ
最低工賃が改正されました](#) (PDF: 261KB)
 - ⑥ [墜落災害防止強調月間\(12月1日から31日まで\)](#) (PDF: 562KB)
 - ⑦ [三重県内の労働災害の現状\(第三次産業\)](#) (PDF: 459KB)
 - ⑧ [三重労働局第13次労働災害防止計画](#) (PDF: 459KB)
 - ⑨ [三重県内における交通労働災害の現状](#) (PDF: 459KB)
 - ⑩ [三重県内で発生した交通労働災害事例\(平成29年\)等](#) (PDF: 459KB)
 - ⑪ [「三重県交通労働災害防止大会」の開催について\(申込書\)](#) (PDF: 459KB)
- 3 [臨時産業保健研修会開催のご案内\(三重産業保健総合支援センター\)](#) (PDF: 289KB)

不当労働行為審査制度のご案内

労働委員会では、労働組合法に基づき、不当労働行為の審査を行っています。

■ 不当労働行為とは

労働組合法では、使用者（会社）の次のような行為を禁止しています。

- ・ 労働組合の組合員であることや、正当な組合活動を行ったこと等を理由に、組合員に解雇などの不利益な取扱いをすること。
- ・ 正当な理由もなく労働組合との団体交渉を拒否すること。
- ・ 労働者による組合結成や組合運営に対し介入すること。

■ 不当労働行為の審査の方法

労働委員会は、労働組合または労働者から不当労働行為の救済申立てがあったときは審査を行い、不当労働行為の事実があると認めるときには、使用者に対して命令を発し、労働組合や労働者を救済します。

審査は、主張書面や証拠書面の提出、証人への尋問など、裁判の手続きに準じた形で行っています。

なお、命令を発するまでは和解による解決も可能であり、労使双方から希望があれば、労働委員会が和解のお手伝いをします。

■ 代表的な事例

X労働組合から、Y社が団体交渉に応じないとして、不当労働行為の救済申立てがありました。審査の中で両当事者の主張の整理を進めたところ、X・Y間に存する団体交渉ルールについての両者の解釈の違いが明らかになってきました。

そこで、審査委員を中心に団体交渉ルールの改正案を作成し、労働者側参与委員及び使用者側参与委員が調整役として、両者の意見のすりあわせを行いました。

最終的には、労働委員会立会いのもと、和解が成立し、本件は終結しました。

不当労働行為審査の流れ

① 救済申立て



申立て



申立ては、労働組合または労働者からできます。 **ご利用は無料です！**

② 審査（調査・審問）



主張

労働委員会が、当事者の主張の整理、証人調べなどを行います。

③ 命令



不当労働行為が認められると救済命令が、認められないと棄却命令が出されます。

えるぼし認定 くるみん認定 フライチくるみん認定を 目指しましょう

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる認定制度です。

〈メリット〉

- ★認定マークを商品や広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。
- ★優秀な人材確保や企業イメージの向上等が期待できます。

評価項目

【評価項目1:採用】

【評価項目2:継続就業】

【評価項目3:労働時間等の働き方】

【評価項目4:管理職比率】

【評価項目5:多様なキャリアコース】

※5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定の段階が3段階あります。

1段階目



5つの基準のうち
1つまたは2つ

2段階目



5つの基準のうち
3つまたは4つ

3段階目



5つの基準
全て

満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。
認定企業は、評価項目に係る実績を厚生労働省のウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」に公表を行っています。

詳しくは、webでもご紹介しています。

女性活躍 データベース

検索

「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」

○子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

○企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定、**くるみん認定**を受けることができます。

○また、**くるみん認定企業**のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定、**プラチナくるみん認定**を受けることができます。

○子どもが生まれた後も働き続けられる、仕事と家庭の両立に積極的な企業を探すヒントにしましょう。

○くるみん認定、プラチナくるみん認定の基準はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

○認定基準には、男女労働者の育児休業取得率や法定時間外労働時間の実績などが含まれています。



プラチナくるみん「特例認定」を受けた企業は、毎年少なくとも1回、自社の次世代育成支援対策の実施状況を厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」へ公表しています。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定についてのお問い合わせは
三重労働局雇用環境・均等室（☎059-226-2318）まで

介護離職ゼロを目指して

現在、介護を理由として離職する方が毎年約十万人いると言われています。

政府としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指しています。

仕事と介護の両立のための制度

育児・介護休業法で定められた制度について一部紹介します。また、勤務先の制度については勤務先の人事・総務担当に確認してください。

1. 介護休業制度

要介護家族1人について、通算 93 日まで、3回を上限として分割可

※介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の 67%がハローワークから支給されます(介護休業給付金)。

2. 介護休暇制度

要介護家族1人につき、1年度に5日まで(対象家族が2人以上の場合は1年度に10日まで)1日単位または半日(所定労働時間の2分の1)単位で休暇を取得可。

3. 介護のための短時間勤務等の制度

事業主は以下のa～dのいずれかの制度(介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な制度)を作らなければならないことになっています。

a 短時間勤務の制度

b フレックスタイム制度

c 時差出勤の制度

d 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

4. 介護のための所定外労働の制限(残業免除の制度)

法律の詳細は、三重労働局雇用環境・均等室 (☎059 - 226 - 2318) まで。

労働保険の申請は、簡単・便利な電子申請で！！

～24時間いつでもパソコンを使って手続きが行えます～

- ☆ 労働保険の成立、年度更新、所在地の変更等、多くの手続について電子申請をご利用いただけます。
電子申請は、24時間いつでもオフィス等から、インターネットに接続されたパソコンを使って、届出・申請をすることができます。入力項目のチェック機能等電子申請ならではの機能もありますので、**電子申請を是非ご利用下さい！**
- ☆ 電子申請は、e-Gov（電子政府の総合窓口：<http://www.e-gov.go.jp/>）からご利用いただけます。
- ☆ 電子申請をご利用いただくには、電子証明書（代表者の公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用することもできます。）を取得いただく等事前準備が必要です。
詳しくは、次のホームページをご覧ください。
(http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html)
- ☆ e-Gov 電子申請システムの操作業法等については、「電子政府利用支援センター」へお問い合わせください。

電話番号	050-3786-2225（050ビジネスダイヤル） 050-3822-3345（通話料金はご利用の回線により異なります。）
受付時間	4～7月 平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで 8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

三重労働局総務部労働保険徴収室 電話059-226-2100

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **846円** (平成30年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金 (適用業種欄(E000)は日本標準産業分類項目コード)

最低賃金件名 (効力発生日)	最低賃金額	適用業種	当産業の最低賃金が適用されない者 (三重県最低賃金が適用される者)
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金 (平成30年12月20日発効)	時間額 879円	(1) ガラス・同製品製造業(E211) (2) (1)に掲げる産業において管理・補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する者
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 (平成30年12月20日発効)	時間額 900円	(1) 電線・ケーブル製造業(E234) (2) (1)に掲げる産業において管理・補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成30年12月20日発効)	時間額 886円	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28) (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理・補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E29) (3) 情報通信機械器具製造業(ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理・補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E30) (4) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組立、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ハ 手作業による検品、検査、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ホ 随い又は雑役の業務
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 (平成30年12月20日発効)	時間額 921円	(1) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業(E311) (3) 船舶製造・修理業、船用機関製造業(E313) (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(E315) (5) その他の輸送用機械器具製造業(E319)(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理・補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 随いの業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検査又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ホ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止めの処理の業務

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額より最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銃銃鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銃銃鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額846円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)又は最寄の労働基準監督署へお願いします。
三重労働局ホームページ(<http://mie-roudoukyoku.jstie.mhlw.go.jp/>)、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)、もご参照ください。

車両電気配線装置製造業に係る業務に係る皆さんへ

最低工賃が改正されました

平成 30 年 11 月 18 日から、三重県車両電気配線装置製造業（ワイヤーハーネス）

最低工賃が下記のとおり改正されました。

- 1 適用する家内労働者 三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 上記の家内労働者に下記の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額 下の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1 個につき 80 銭
カプラー差し	カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む。	長さが 500mm 以下の電線について行うもの。	1 本につき 58 銭
		長さが 500mm を超え 1,500mm 以下の電線について行うもの。	1 本につき 66 銭
		長さが 1,500mm を超える電線について行うもの。	1 本につき 76 銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長さ 1,500mm を超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		8 本以下のもの 1 本につき 32 銭
			9 本目から本数 1 本につき 24 銭
外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを 2 分の 1 重ねて巻き付ける。		使用テープ 1 m につき 3 円 24 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15cm を超え 50cm 以下のチューブについて行うもの。	チューブ 1 本につき 80 銭

お問い合わせは、三重労働局賃金室 TEL059-226-2108

又は最寄の三重労働局管下の各労働基準監督署へ



墜落災害防止強調月間

12月1日から31日まで

三重労働局及び県内の各労働基準監督署では、12月を「**墜落災害防止強調月間**」と位置付け、建設現場等墜落のおそれのある事業場を中心に**重点的な指導を実施**します。

各事業場においては、墜落災害の撲滅を最重点とした**経営トップによる安全パトロール**などを実施し、作業場所の**墜落によるリスクの低減**を図りましょう。

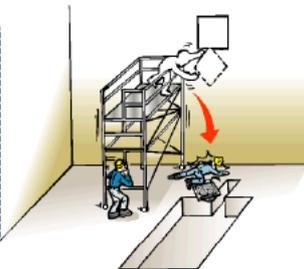
○足場からの墜落・転落災害を防止しましょう

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

適正な墜落防止措置の実施に加え、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

- 足場は、法令・「より安全な措置」に基づき適切に設置していますか
- 床材、手すりなどの点検、補修を行っていますか
- 新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行っていますか
- 墜落制止用器具（フルハーネス型[※]）を使用して作業をしていますか

※墜落制止用器具として、フルハーネス型の保護具の着用が義務化されます（H31.2.1施行予定。ただし経過措置により H31.8.1 以前に製造された安全帯等は H34.1.1 までの間、墜落制止用器具とみなされます。）



○はしごや脚立からの墜落・転落災害を防止しましょう

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をあまり感じずに使用することが多いのではないのでしょうか。

過去の災害事例を見ると骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。安全を確保した上で、適切に使用してください。



- はしごの上部・下部の固定状況を確認していますか
(固定できない場合は、別の者がはしごを支えていますか)
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出させていますか
- はしごの立て掛け角度を75度程度確保していますか
- はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしていますか
- はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持って昇降していませんか
- 脚立の天板に乗って作業していませんか



○荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう

陸上貨物運送業の荷役作業においては、運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多く、また、荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくいといった特徴があります。

荷主、配送先、元請事業者などとともに墜落・転落災害の防止をはじめとした荷役作業の安全対策を進めてください。

- トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することとしていますか
- やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしていますか
- 2m以上の高所作業では安全な作業床を設置していますか
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用していますか)
- 床面と荷台、床面と荷台上の荷との昇降について安全に昇降できる設備を設置していますか
- 作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行っていますか
- 荷役作業では、墜落時保護用のヘルメットを着用していますか



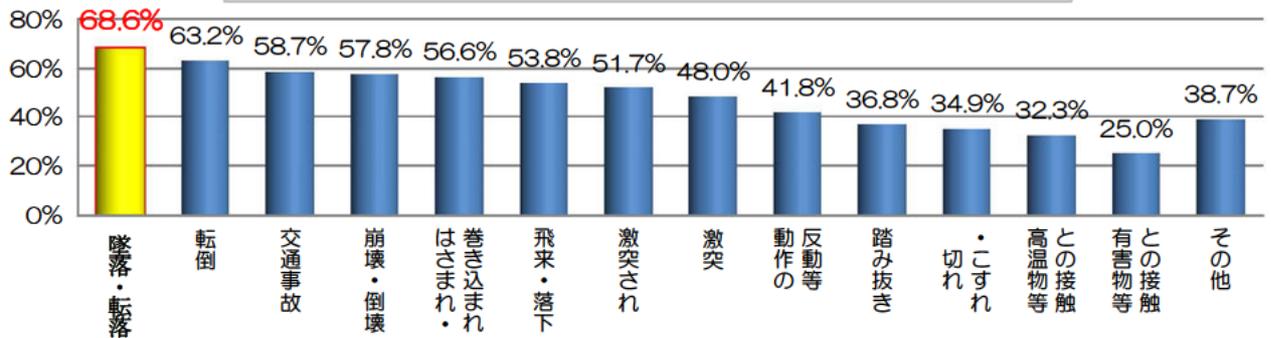
必ず保護帽を着用!

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

第12次労働災害防止期間中（平成25年～29年）における事故の型別重篤度割合（休業1ヶ月以上の死傷災害の割合）

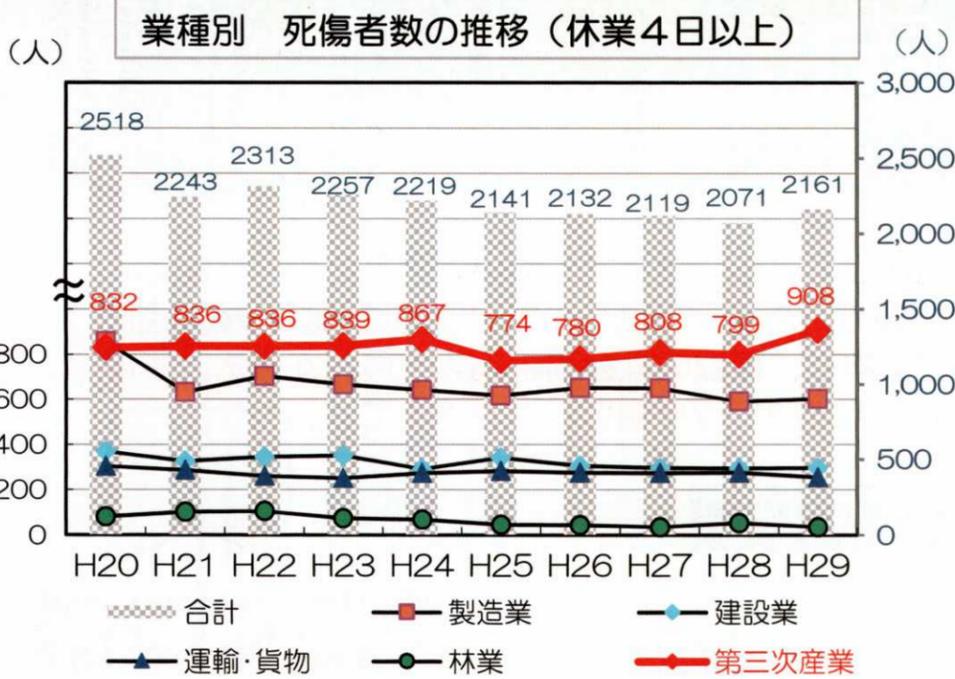


墜落・転落災害発生状況の推移（休業4日以上死傷者数）



墜落災害防止強調月間に関する照会は、三重労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署まで
SAFETY FIRST

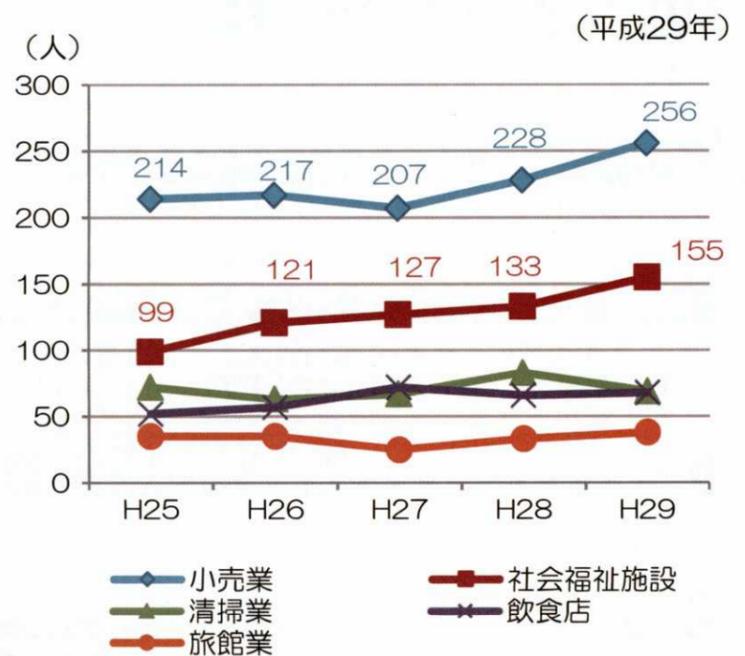
三重県内の労働災害の現状(第三次産業)



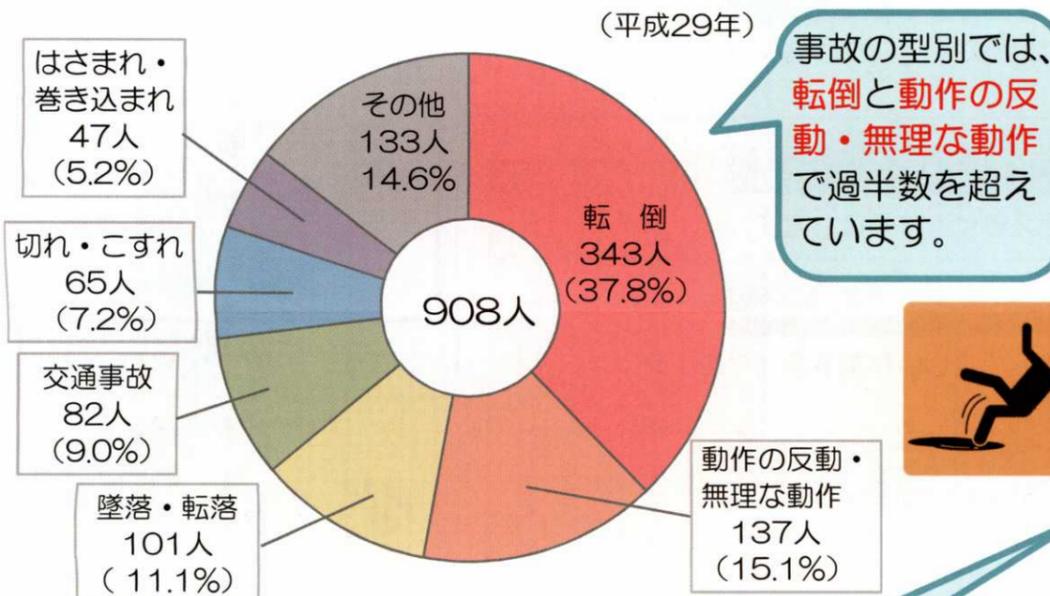
労働災害による死傷者数は、全産業では減少傾向にありますが、**第三次産業では増加傾向**にあります。平成29年に被災した死傷者は908人に上り、**全産業の4割以上**を占めています。

第三次産業において、**小売業、社会福祉施設**では死傷者数が**急増**しています。

第三産業における業種別 災害発生状況



第三産業における事故の型別 災害発生状況

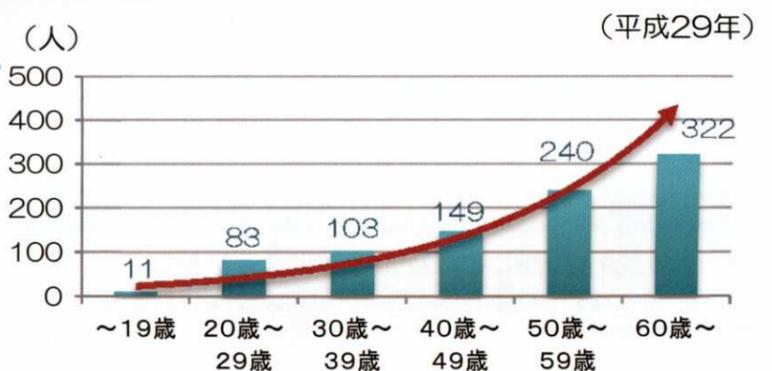


事故の型別では、**転倒と動作の反動・無理な動作**で過半数を超えています。

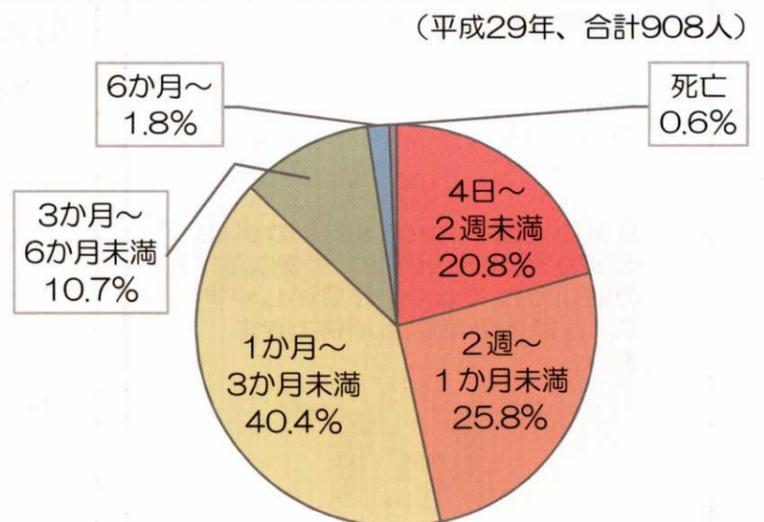


特に**高齢者**ほど労働災害のリスクが高くなっています。また、労働災害による休業期間は、死傷者の**過半数が1か月以上**と長期になっています。

第三産業における事故の年齢別 災害発生状況



第三次産業における 傷病の程度別災害発生状況



平成29年に発生した第三次産業における災害事例

事故の型	職種	年代	業種	休業見込期間	災害発生状況
転倒	配送作業員	60代	小売業(スーパー)	4か月	厨房で床掃除作業中、濡れた路面を歩いていた際に転倒し、右膝を骨折した。
転倒	介護職	60代	社会福祉施設	3週間	浴室の清掃中、浴槽を洗おうと浴槽内に入ったところ、足が滑り転倒した。
動作の反動・無理な動作	介護職	50代	社会福祉施設	4週間	トイレ介助中、利用者の腰を持ち上げた際、腰の右側に痛みを感じ、肋骨を骨折した。
墜落・転落	販売員	50代	小売業(薬局)	2か月	売場で脚立に乗って作業後、脚立から降りようとしたところ、足を踏み外し転落した。
墜落・転落	介護ヘルパー	70代	社会福祉施設	1か月	訪問介護利用者宅の外階段を清掃中、足を踏み外して転落し、頭部および顔面を強打した。
交通事故	配達員	40代	小売業(宅配)	2週間	配達中、降雪で路面凍結していたためスリップして車が反転し、胸を強打した。

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページなどをご覧ください。三重労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 「第三次産業における労働災害防止対策について」(安全衛生についての資料)
- 「職場のあんぜんサイト:災害事例」(災害事例・ヒヤリハット事例)
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」

- http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html>
- <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyou.html>



働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業、社会福祉施設の労働災害の減少に向けて～

三重労働局では、小売業、社会福祉施設において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



①経営トップによる安全衛生方針の表明

・トップが安全衛生の基本方針を策定し、従業員全員に表明しましょう。

②4S活動＝労働災害の原因を取り除く

・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。

③KY活動＝潜んでいる危険を見つける

・KY活動では、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

④危険の「見える化」＝危険を周知する

・職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）することです。

⑤安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ

・従業員の安全意識の啓発と「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順（マニュアル）」などを従業員に周知する安全教育・研修が必要です。

⑥安全意識の啓発＝全員参加により安全意識を高める

・安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

⑦安全推進者の配置

・店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

策定例 策定日 平成●●年 月 日
 発布日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 （白線で書きましょう）



4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

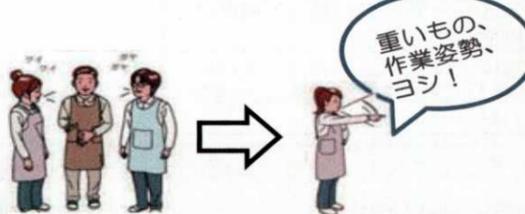


KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険 (K) ・ 予知 (Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。



三重労働局第13次労働災害防止計画

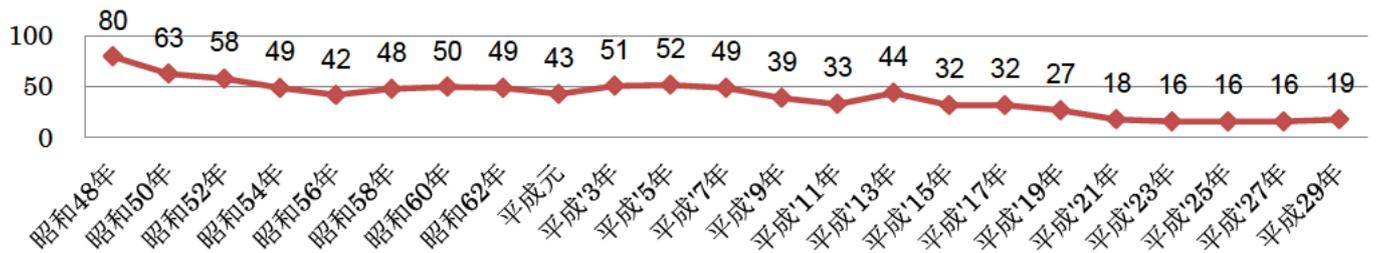
計画期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日

死亡災害ゼロ・死傷災害アンダー2,000を目指して

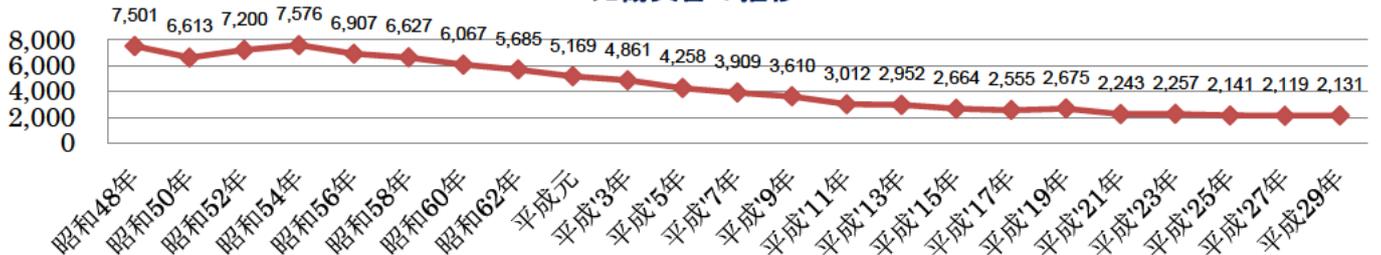
I 計画のねらい

- ◆ 県内の労働災害の発生状況をみますと、死亡災害は、1961年（昭和36年）の132人をピークに、増減を繰り返しながらも減少し、2015年（平成27年）には過去最少の16人となりました。しかしながら、死亡災害は本来あってはならないもので、三重労働局第13次労働災害防止計画（以下「13次防計画」といいます。）でも、引き続き「死亡災害ゼロ」の実現を目指します。
- ◆ 死傷災害（休業4日以上）は、1980年（昭和55年）の7,762人をピークにおよそ4年から5年の間隔で約1,000人ずつ着実に減少しました。2,000年（平成12年）には3,000人を下回りましたが、以降、減少傾向に鈍化が認められ、昨年まで実に18年間にわたって2,000人台にとどまっています。13次防計画では、「アンダー2,000」の早期達成を目指します。

死亡災害の推移



死傷災害の推移



II 働き方改革との関係

- ◆ 企業において、過重労働の解消や少子高齢化の進展に伴う労働力不足に対処するため、個々の労働者が抱える事情に合わせた働き方の導入など働き方改革が求められています。
働き方改革を進めるには、労働生産性の向上が不可欠となりますが、労働者の心身を損なう労働災害の発生は、労働生産性を阻害する大きな要因となっています。
- ◆ 労働者が安全に安心して働くことができる職場は、労働者のモラル（士気）が向上し、労働生産性の向上に資するものです。経営首脳者の皆様には、労働災害防止を経営事項として捉え、強いリーダーシップを発揮することが期待されています。

III 計画の目標

13次防計画では、死亡災害及び休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」といいます。）に関し、それぞれ災害の多い業種や事故の種類（型・起因物）を重点とした目標や過労死等の健康障害防止対策などの労働衛生に関する目標も定めています。

1 死亡災害の目標等

- 死亡災害を減少させるため、**建設業・製造業・林業**を重点業種として目標を設定しています。
- 事故の型別では、「**墜落・転落**」災害を特定災害として目標を設定しています。

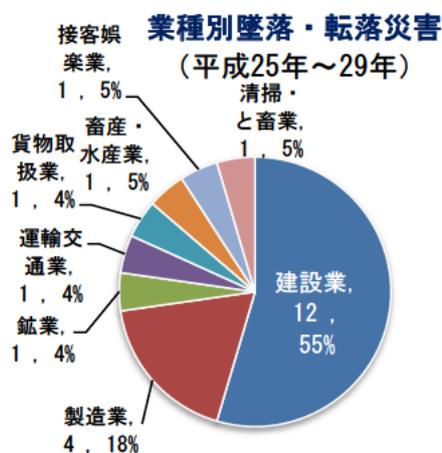
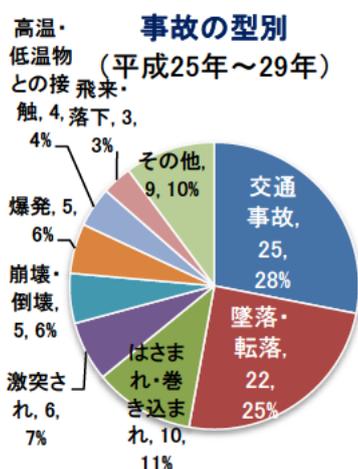
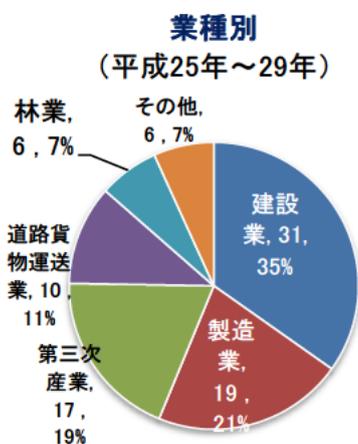
数値目標は、第13次防計画中に発生した死亡者又は死傷者数と平成25年から29年までの第12次労働災害防止計画（以下「12次防計画」といいます。）期間中に発生した死亡者又は死傷者数との比較になります。例えば、下表の全産業の場合、『13次防期間の死亡者数を75人以下にして、12次防期間中の死亡者数の15%以上の減少を目標とする』こととなります。

【目標】

	全業種	建設業	製造業	林業	墜落・転落災害
目標減少率	▼15%以上	▼15%以上	▼15%以上	▼30%以上	▼15%以上
	75人以下	26人以下	16人以下	4人以下	18人以下

12次防計画期間中の死亡災害の特徴等

- 12次防計画期間中、死亡者数は89人に上る。
- 業種別では、**建設業**（31人）、**製造業**（19人）の順で死亡者数が多い。
なお、**林業**は就業人口に比較して死亡者数（6人）が多いこと、年千人率（労働者1,000人あたりの年間死傷者数をいう。）が他産業と比較して極めて高いことから、本計画において初めて重点業種とした。
- 「**墜落・転落**」災害（22人）は、「**交通事故**」（25人）に次いで死亡災害が多い。業種別では、建設業が全体の半数以上を占めているが、多業種にわたって発生している。



2 死傷災害の目標等

- 死傷災害を減少させるため、**製造業、食料品製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業及び社会福祉施設**を重点業種として目標を設定しています。
- 事故の型別では「**転倒**」災害及び「**墜落・転落**」災害、また、「はさまれ・巻き込まれ」災害や「**切れ・こすれ**」災害が多い**機械災害**を特定災害として目標を設定しています。

【目標】

	全業種	製造業	食料品製造業	建設業	道路貨物運送業
減少率	▼10%以上	▼10%以上	▼10%以上	▼10%以上	▼5%以上
13次防期間計	1,999人以下	2,799人以下	644人以下	1380人以下	1,088人以下
	小売業	社会福祉施設	転倒災害	墜落・転落災害	機械災害
減少率	▼5%以上	▼5%以上(*)	▼10%以上	▼15%以上	▼20%以上
13次防期間計	1,066人以下	864人以下	2,023人以下	1,529人以下	864人以下

* 社会福祉施設は千人率の減少率を目標として設定（平成29年の社会福祉施設の千人率は2.55）

12次防計画期間中の死傷災害の特徴等

- 12次防計画期間中、死傷者数は10,624人に上る。
- 業種別では、**第三次産業**（38%：4,069人）、**製造業**（29%：3,111人）、**建設業**（15%：1,534人）、**道路貨物運送業**（11%：1,146人）の順で死傷者数が多い。
- 第三次産業のうち、死傷者数が最も多い**小売業**（1,123人）と、近年、労働力の流入により労働災害が急増している**社会福祉施設**（635人）を重点業種とした。
- 製造業の中でも、約4分の1を占める**食料品製造業**（716人）は機械災害防止の観点から、本計画から独立して重点業種とした。
- 事故の型別では、業種を問わず発生している「**転倒**」災害（21%：2,248人）が最も多く、次いで「**墜落・転落**」災害（17%：1,799人）が多い。

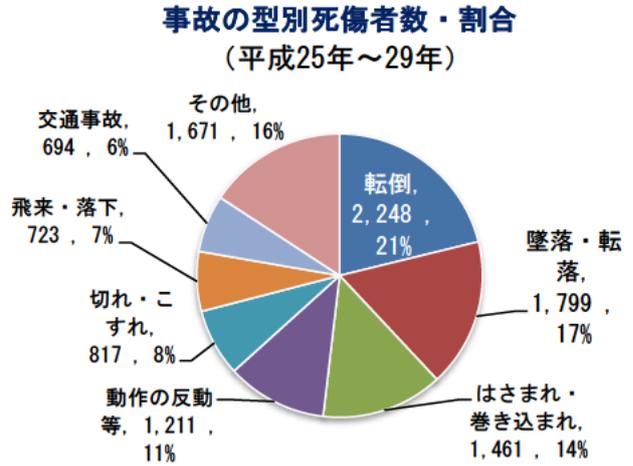
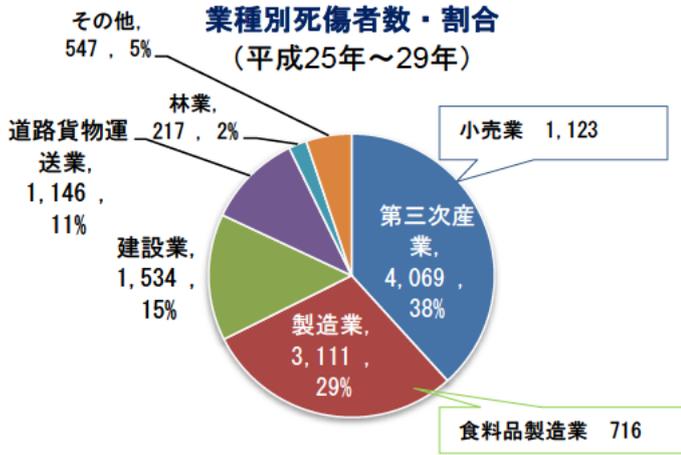
なお、休業1ヶ月以上に及ぶ死傷災害の割合は、事故の型別中「**墜落・転落**」災害が68%と最も高く、次いで「**転倒**」災害が63%と重篤度が高い。

また、**建設業**（1,534人）、**道路貨物運送業**（1,146人）では、「**墜落・転落**」災害の占める割合が高い。

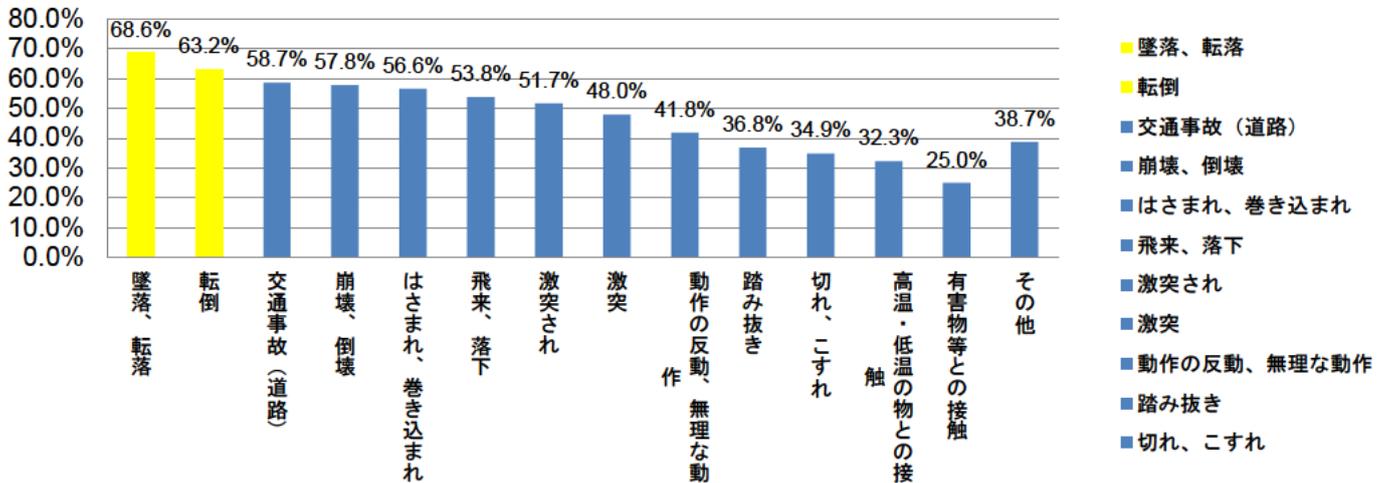
- 平成29年度に機械災害を発生させた事業場の8割で労働安全衛生法違反が認められ、中でも6割近くの事業場が『掃除、修理等の場合の運転停止』（労働安全衛生規則第107条）を実施していなかった。

なお、リスクアセスメントは災害発生事業場の6割が未実施で、未定着などその実施が不十分な事業場も含めると、8割の事業場で問題が認められた。

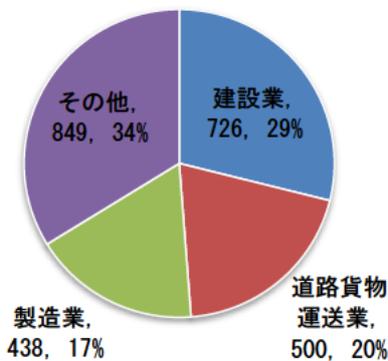




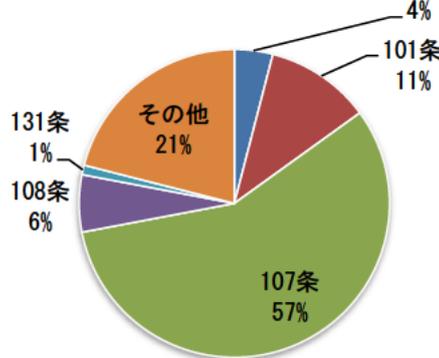
休業災害（事故の型別重篤度割合）



業種別墜落・転落死傷災害割合 (平成25年～29年)



機械災害法令違反割合 (平成29年)



- 労働安全衛生規則
- 第28条 (安全装置等の有効保持)
- 第101条 (原動機、回転部等による危険の防止)
- 第107条 (掃除等の場合の運転停止等)
- 第108条 (内部のそうじ等の場合の運転停止等)

3 職業性疾病の目標等

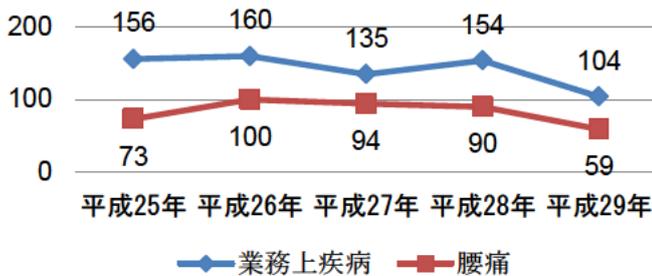
○ 職業性疾病では、**腰痛予防**及び**熱中症予防**について目標を設定しています。

	腰痛	熱中症
減少率	▼5%以上	▼5%以上
13次防期間計	395人以下	37人以下

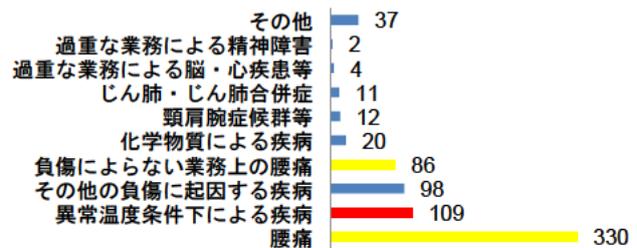
12次防計画期間中の死傷災害の特徴等

- 職業性疾病による死傷者数は、12次防期間中100～160件の間で増減を繰り返している。職業性疾病で最も多いのは**腰痛**（非災害性腰痛を含む）で、全体の約6割を占め、製造業のほか特に**社会福祉施設**（保健衛生業）で多く発生している。
- 次に、**熱中症**は休業4日以上死傷災害は毎年7～10件発生しているが、労災補償（療養給付）では休業3日以下も含むため、期間中年50～118件認定している。

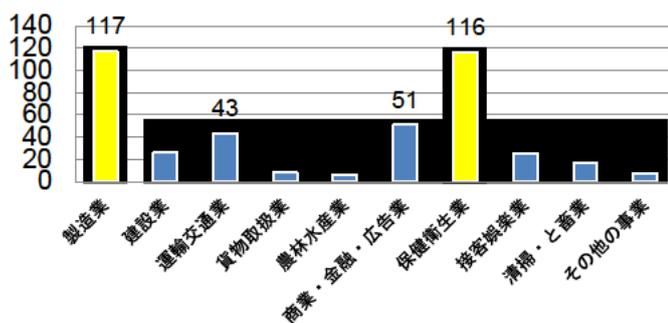
職業性疾病の推移（平成25年～29年）



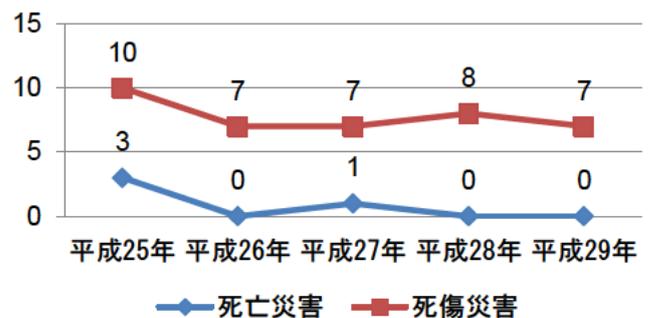
職業性疾病の内訳（平成25年～29年）



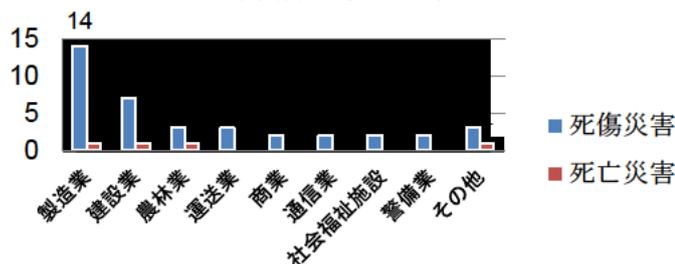
業種別腰痛発生状況（平成25年～29年）



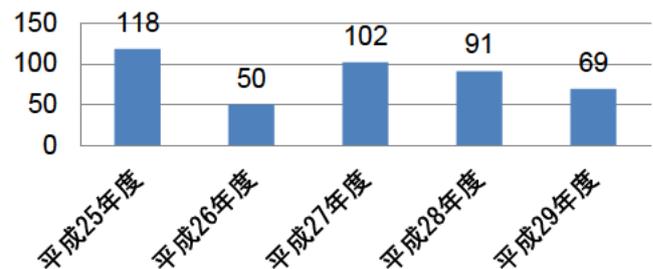
熱中症発生状況の推移



熱中症業種別発生状況（平成25年～29年）



熱中症労災補償認定状況



4 過労死等健康障害防止対策の目標等

- 月 80 時間を超える長時間労働が行われている事業場において、医師による面接指導の実施率の向上を目標として設定しています。
- 規模 50 人未満の事業場でのメンタルヘルス対策の取組率の向上を目標として設定しています。

	長時間労働者の医師による面接指導実施率	メンタルヘルス対策の取組率 (50 人未満)
減少率等 13 次防期間計	実施率 80%以上	取組率 70%以上

12 次防計画期間中の面接指導状況・メンタルヘルス対策の取組状況

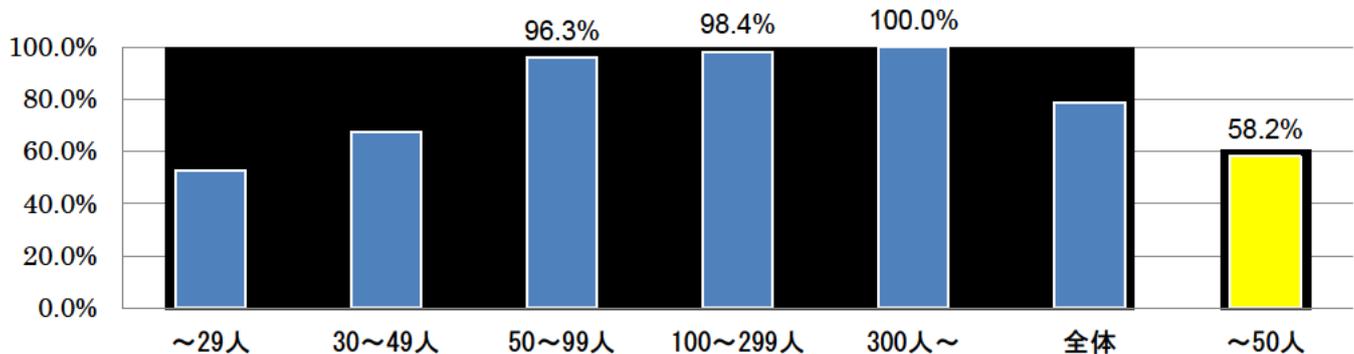
- 平成 28 年（度）において、月 80 時間を超える長時間労働の実績のある事業場のうち、医師による面接指導が行われている事業場が 54.8%と健康リスクを抱える労働者の健康管理が十分でない状況である。これは、労働者本人からの申し出が無いことも要因の一つとなっている。
- 規模 50 人以上の事業場では、平成 27 年 12 月からストレスチェックが義務付けられた結果、メンタルヘルス対策に取り組む事業場割合が 9 割を超える結果となったが、規模 50 人未満の事業場では 58.2%にとどまっている。

長時間労働者に対する医師による面接指導状況

	月 100 時間超え	月 80 時間超え	月 45 時間超え
超過勤務実績有り 労働者の申し出有り	223	542	1,235
申し出率	76.8%	43.0%	16.4%
面接指導の実施有り	204	297	236
面接指導の実施率	91.5%	54.8%	19.1%

※表内の数字は事業場数 ※平成 28 年年間安全衛生管理計画の集計結果（次グラフも同じ）

規模別メンタルヘルス対策の取組状況（平成29年）



IV 重点対策

重点対策では、事業者や事業者団体の皆様に労働災害防止のため、特に取り組んでいただきたいこと、また、参考となるガイドライン・リーフレット等について説明します。

1 重点業種対策

i 製造業・食料品製造業

- ア 機械災害防止のため、リスクアセスメントの実施及び定着に向けての取り組みを推進します。特に機械災害を発生させた事業場に対して、再発防止のため原因の究明と機械の本質安全化を推進します。
- イ 食料品製造業では、食品加工用機械の安全な使用方法、機械の安全化等を浸透させるため、機械災害防止対策に重点を置きます。
- ウ 転倒災害防止対策のため、『STOP！転倒災害プロジェクト』（後記参照）を推進します。
- エ 設備の老朽化が原因とする災害防止のため、高経年施設・設備に対する点検・整備等の対策の周知を図ります。
- オ 製造業安全対策協議会（仮称）を新たに設置し、高齢労働者や女性労働者等に配慮した機械設備の導入など他の企業に水平展開できる好事例を収集します。
- カ 外国人労働者の労働災害防止のため、派遣元・先事業場に対して、計画的な安全衛生教育、母語による標識等の表示、健康管理等の実施を徹底します。
なお、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や受入事業場に対して労働災害防止のための取り組みを推進します。
- キ 三重労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、各地区製造業安全衛生協議会、業界団体、安全大会、講師の派遣、各種災害防止に関する情報の提供等安全衛生活動への協力を通じて連携を図っていきます。

リスクアセスメント 厚生労働省

検索

厚生労働省のホームページにリスクアセスメントに係る指針、各種研修用テキスト資料が掲載されています。www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei14/

製造業については、外国人労働者にも使用できる『未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル』（平成29年2月：英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語）や『派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために』（平成27年10月）など関係資料も同ホームページ「安全衛生関係リーフレット等一覧」に掲載されています。



ii 建設業

- ア 屋根・梁、はしご・脚立、建築物等からの墜落・転落災害防止対策の充実・強化を図ります。そのため、7月と12月を『墜落災害防止強調月間』とし、建設工事を中心に集中的な現場指導を実施します。
- また、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づき、上さん、幅木などを設置するより安全な措置の普及を図るとともに、高所作業時における墜落防止用保護具を原則としてフルハーネス型墜落制止用器具とするよう、適切な使用を徹底します。
- イ 熱中症の発生が集中する夏季に向けて、5月から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（後記参照）を展開します。特に7月の『墜落災害防止強調月間』における建設工事現場の指導においては、熱中症予防も併せて重点的に指導を行います。
- ウ 公共工事の発注者や建設業労働災害防止協会三重支部・各分会等で構成する建設工事関係者連絡会議を通じて、建設職人基本法（平成29年施行）による「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づき、請負契約における安全衛生経費の確保や工期の平準化による長時間労働の解消を含めて労働災害防止を図っていきます。
- エ 災害防止団体等関係団体、三重県ハウジング協議会、各地区木造家屋等建築工事安全対策委員会、各専門工事業者関係業界団体等との合同パトロール、安全大会、講師の派遣、各種災害防止に関する情報の提供等安全衛生活動への協力を通じて連携を図っていきます。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月）の他、パンフレット『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！』（平成30年7月）、『正しく使おうフルハーネス』（平成29年1月）『はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！』（平成29年3月）など関係資料が掲載されています。また、三重労働局のホームページに『墜落災害防止強調月間』、『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』を掲載しています。

iii 林業

- ア 死亡災害はすべて山林内の伐木作業等時に発生していることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成30年3月改正）に基づく安全対策を林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部・分会、森林組合等と連携を図りながら推します
- イ 平成30年度にかがり木処理等に関し、法改正が予定されていますので、上記団体等を通じて周知徹底を図っていきます。

チェーンソーガイドライン 厚生労働省

検索

「チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドライン」のほかパワーポイントで作成した『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの解説』も掲載しています。また、林野庁ホームページの「林業労働安全衛生対策の推進」も参考としてください。

iv 道路貨物運送業

- ア 死傷災害の6割を占める荷役作業時における安全対策を推進するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年6月)に基づき、荷役5大災害(墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時事故)の防止を徹底していきます。
- イ 荷主先等で死傷災害が発生していることが多いため、荷主等関係団体への協力要請や荷役災害が発生した荷主等の事業者に対し、長時間にわたる荷待ち時間の解消、荷役施設・設備の改善及び安全担当者の配置等について要請します。
- ウ 交通死亡労働災害が最も多く発生していることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成25年5月改正)に基づく取り組みや災害事例等について周知・啓発を図ります。
- エ 陸上貨物運送業労働災害防止協会三重県支部・各分会等関係業界団体と連携を図ります。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に関し、パンフレット『陸上貨物運送事業の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内』(平成25年5月)、『荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の皆様へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内』(平成29年8月)などが掲載されています。

v 小売業・社会福祉施設

- ア 多店舗を展開する企業の法人の本社等の自主的安全衛生活動を促進するため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進します。
- イ 三重労働局・労働基準監督署の幹部による経営トップへの意識啓発や危険の見える化、危険予知活動、4S活動の導入など自主的安全衛生活動の促進について働きかけを行います。
- ウ 転倒災害防止のため、「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」(後記参照)を推進します。
- エ 大規模小売店舗については、テナントも含めて店舗全体の安全衛生意識の向上を図っていきます。
- オ 社会福祉施設は、腰痛災害の占める割合が高く、介護労働者の身体的負担を軽減する介護福祉機器の導入を促進するため、「職場定着支援助成金」(介護福祉機器助成コース)の周知を図ります。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

パンフレット『働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて』(平成28年12月)、『第3次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくりましょう～』(平成28年12月)、『小売業の労働災害を防止しよう』(平成29年1月)、『社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動』(平成27年2月)、『社会福祉施設を運営する事業主の皆様へ 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう』(平成25年11月)などが掲載されています。

2 特定災害対策

i 墜落・転落災害防止対策

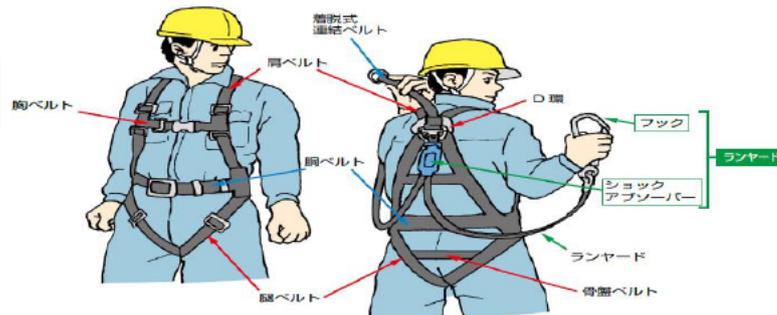
- ア 建設業や道路貨物運送業を中心に足場作業、はしご・脚立作業、荷役作業時等での「墜落・転落」災害防止するため、『墜落災害防止強調月間』（前出）を定めて、集中的な現場指導を実施します。
- イ 平成31年2月から高所作業時（高さ6.75m以上）における墜落防止用保護具が安全帯から墜落制止用器具に変わり、原則としてフルハーネス型の使用が義務付けられることから、その適切な使用を徹底と、高さが2m以上の箇所において、フルハーネス型を使用している場合、特別教育が必要となりますので周知徹底を図っていきます。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

前出「ii 建設業」を参考としてください。

フルハーネス型
墜落制止用器具



ii 転倒災害防止対策

- ア すべての業種において「転倒災害」の防止のため、4S活動、危険の見える化、作業に適した防滑靴の着用等を内容とする「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」を推進します。
- イ 転倒災害防止の取り組みの好事例等のモデルケースを把握し、他の事業場に水平展開します。

ストップ転倒災害プロジェクト 厚生労働省

検索

転倒災害防止について、リーフレット『STOP! 転倒災害防止プロジェクト』（平成29年2月）を始め、資料や教材が掲載されています。また、（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための教材を作成し、公開しています。

STOP! 転倒災害
プロジェクト

安衛研 転倒

検索

iii 機械災害防止対策

- ア 機械設備に起因する「はさまれ・巻き込まれ」災害及び「切れ・こすれ」災害を防止するため、リスクアセスメントの実施及び定着に向けての取り組みを推進します。特に、製造業、食料品製造業、小売業を重点に、機械災害を発生させた事業場に対して、再発防止のため原因の究明と機械の本質安全化を推進します。
- イ 機械の製造段階での安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行います。

リスクアセスメント 厚生労働省

検索

「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」サイトでは、リスクアセスメントや機械の包括安全に係る指針、各種研修用テキスト資料が掲載されています。また、三重労働局のホームページに「三重労働局機械災害防止対策結果」を掲載しています。



iv 交通労働災害防止対策

- ア 交通労働災害による死亡災害では道路貨物運送業、死傷災害では第三次産業が多いため、これらの業種を中心に「交通労働災害防止のためのガイドライン」（改正：平成 25 年）と災害事例等の周知・啓発を図ります。
- イ 県内の交通労働災害防止の機運の醸成を図るため、関係行政機関、労働災害防止団体等と連携し、交通労働災害防止安全大会を開催します。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

パンフレット『交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント』（平成 25 年 11 月）、『交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ～IT を活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法』（平成 21 年 12 月）などが掲載されています。

3 職業性疾病対策

i 腰痛予防対策

- ア 「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 5 月）に基づき、腰痛予防体操の導入などの周知・啓発を行います。
- イ 三重産業保健総合支援センターの産業保健相談を活用した説明会を開催するほか、好事例の収集を行い、他の事業場に水平展開を行います。
- ウ 三重県産業安全衛生大会の場において、三重産業保健総合支援センターと連携して腰痛予防対策の講演等を実施します。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

パンフレット「職場での腰痛を予防しましょう」（平成 25 年 11 月）、「運送業務で働き人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」、「介護業務で働き人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」が掲載されていますので、ご活用ください。

ii 熱中症予防対策

- ア 熱中症が集中する 7・8 月に向けて 5 月の初旬から業種を問わず「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、熱中症予防の啓発を行います。
また、建設業での取り組みで、簡易的に設置可能な施設・設備等について他業種にも活用できる事例を収集し、周知・啓発します。
- イ 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場について、暑さ指数（WBGT 値）の測定とその結果に基づいて休憩の確保や水分・塩分の補給等の措置が取られるよう啓発します。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

パンフレット『熱中症を防ごう！』（平成 25 年 5 月）、三重労働局のホームページに「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を掲載しています。

命が危険！
緊急熱中症予防対策！
命を守るため仕事を休む勇気を！

東海地方の熱中症の死亡者数
(平成 20 年～29 年)
愛知県 15 人 (全国 1 位)
静岡県 12 人 (全国 2 位)
三重県 10 人 (全国 4 位)

4 過労死等健康障害防止対策

i 過重労働による健康障害防止対策

- ア 脳血管疾患・虚血性心疾患（脳梗塞、心筋梗塞など）や精神障害（うつ病など）の発症が、長時間労働との関連性が強いことから、事業者が、長時間労働者に対して、労働時間の見直し等の事後措置が適切に行うことができるよう、労働者本人からの申し出が無い場合でも、事業者から本人に勧奨する等により、医師による面接指導を受けやすい職場づくりを推進します。
- イ 定期健康診断の結果から脳心疾患等の原因につながるおそれのある有所見者に対して、事後措置が図られることが必要なことから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成 29 年 4 月）に基づく健康管理を推進します。

過労死等防止対策 厚生労働省

検索

「過労死等防止に関する特設サイト」や『過労死等防止対策白書』等を掲載しています。また、特設サイトには過労死等を防止するための取り組みや相談窓口、パンフレット『STOP！過労死』のダウンロード等各種情報を紹介しています。また、【安全衛生関係リーフレット等一覧】にパンフレット『労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について』（平成 22 年 9 月）、『定期健康診断における所見率の改善に向けた取組の推進について』（平成 24 年 3 月）、『産業医制度に係る見直しについて～労働安全衛生規則等改正されました～』（平成 29 年 6 月）を掲載しています。

ii 職場におけるメンタルヘルス対策

- ア 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、精神障害の労災認定事案を発生させた事業場及び企業本社については、メンタルヘルス対策を主眼とした特別指導を実施します。
- イ 「労働者の心の健康保持増進のための指針」（平成 28 年 11 月）によるメンタルヘルス対策の取り組みを向上させるため、労働者 50 人未満の未取組事業場を対象に説明会を開催します。また、併せて職場のパワーハラスメント対策を含めて、職場に労働者が利用しやすい相談窓口の設置を推進します。
- ウ ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を推進するため、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成 27 年 11 月）を周知・啓発します。

メンタルヘルス対策・過重労働対策 厚生労働省

検索

パンフレット『職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～』のほか、『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（Ver2.0）」がダウンロードできます。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

5 化学物質による健康障害防止

i 化学物質対策

- ア 事業者が製品ラベルからの情報に基づき、化学物質に係るリスクアセスメントを実施する「ラベルでアクション」を推進します。また、製品ラベルでの情報が不足している場合は、事業者自らがメーカーや輸入者から危険有害性情報（SDS）を入手するよう啓発します。
- イ 化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進のため、説明会の開催のほか、「リスクアセスメント実施支援システム」（厚生労働省コントロール・バンディング）などや第三次産業などで少量の化学物質を取り扱う事業者向け「簡易なリスクアセスメント実地支援ツール（CREAT-SIMPLE）」の周知・普及します。

職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

「化学物質」情報では、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、リスクアセスメント支援ツールや化学物質管理の無料相談窓口・訪問支援など化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。また、「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」では、『化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針』をはじめ、化学物質リスクアセスメント関連の資料も各種掲載しています。

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品の名称)	△△△製品	○○○○
(絵表示)		 (注意喚起語) 危険
(危険有害性情報)	・ 引火性液体及び蒸気 ・ 吸入すると有毒	
(注意書き)	取扱い注意 (供給者の特定) ・ 火気厳禁 ・ 防爆構造の器具を用いる	

ii 石綿による健康障害防止対策

石綿を使用した建物の解体工事は2028年にピークを迎えると予想されていることから、石綿含有の事前調査の徹底を指導します。また、事前調査を行う者の資格要件や届出制度の法改正があった場合には、解体工事業関係業界団体、三重県、災害防止団体等関係団体と連携して周知・啓発を行います。

職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

「アスベスト」情報では「アスベストに関するQ&A」、建物解体等時の石綿対策等各種リーフレット等の情報を掲載しています。

iii 受動喫煙防止対策

『望まない受動喫煙』をなくすため、受動喫煙対策や喫煙室の新設に係る助成制度（受動喫煙防止対策助成金）について周知・啓発します。

職場受動喫煙 厚生労働省

検索

『おすすめしていますか たばこの煙から働く人を守る職場づくり』、『職場の「受動喫煙防止対策」は事業者の努力義務です（平成30年度版）』、『受動喫煙防止対策助成金のご案内』など各種パンフレットや厚生労働省の委託事業による相談支援などの情報を掲載しています。また、「受動喫煙対策」サイトでは、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の概要も掲載しています。

6 治療と仕事の両立支援

- ア 三重県両立支援推進チームによる治療と仕事の両立に関するセミナーを開催する等の活動を行い県内の両立支援に対する機運の醸成を図ります。また、県内の両立支援に係る相談窓口（事業者用・患者用）を広く周知します。
- イ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（改正平成29年3月）の内容について、三重産業保健総合支援センター等と連携して産業医、産業衛生スタッフ向けに周知・啓発します。
- ウ 「障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援制度助成コース）」の活用により、両立支援制度の導入を促進します。

治療と仕事の両立支援 厚生労働省

検索

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や『障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援制度助成コース）』のパンフレットなどを掲載しています。また、三重労働局ホームページに両立支援に係る相談窓口（事業者用・患者用）のパンフレットを掲載しています。

治療と仕事の両立支援



三重労働局第12次労働災害防止計画結果・評価(確定)

項 目	重 点	基準値 (H24)	目 標 値		達 成 状 況 値		評 価
死 亡 災 害	全 業 種	22人	死 亡 者 数 20 % 以 上 減 少	17 人 以 下	13.6%の減少	19人	×
死 傷 災 害 (休業4日以上)	全 業 種	2,219人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	1,880 人 以 下	2.6%の増加	2,161人	×
労働災害件数を減少させるための重点業種対策	第 三 次 産 業	867人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	737 人 以 下	4.7%の増加	908人	×
	小 売 業	197人	死 傷 者 数 20 % 以 上 減 少	167 人 以 下	30.0%の増加	256人	×
	社会福祉施設	119人	死 傷 者 数 10 % 以 上 減 少	101 人 以 下	30.3%の増加	155人	×
	陸上貨物運送業	232人	死 傷 者 数 10 % 以 上 減 少	197 人 以 下	4.7%の減少	221人	×
重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種	建 設 業	291人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	247 人 以 下	1.7%の増加	296人	×
	製 造 業	642人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	546 人 以 下	6.1%の減少	603人	×
特定災害対策	墜落・転落災害	391人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	332 人 以 下	9.7%の減少	353人	×
	機 械 災 害	231人	死 傷 者 数 15 % 以 上 減 少	196 人 以 下	15.6%の減少	195人	○
リスクアセスメント (RA)	50 人 以 上 の 製 造 業	-	R A 実 施 率 80 % 以 上		83.9%	-	○
	50 人 以 上 の 運 送 業	-	R A 実 施 率 60 % 以 上		58.6%	-	△
	30 人 以 上 の 建 設 業	-	R A 実 施 率 80 % 以 上		87.9%	-	○
健康確保・職業性 疾病対策	業務上疾病の削減	150人	15 % 以 上 減 少	131 人 以 下	30.7%	104人	○
	メンタルヘルス対策	-	取組事業場の割合80%以上		78.8%	-	△
	過重労働による健康障害防止	-	長時間労働者の面接指導実施事業場割合80%以上		79.0%	-	△
	熱中症予防	42人	死 傷 者 数 20 % 以 上 減 少	32 人 以 下	7.1%の減少	39人	×
	受動喫煙防止	-	実施事業場の割合85%以上		88.3%	-	○
○達成 △概ね達成 ×未達成							

このパンフレットの内容、労働災害防止計画等の照会は
 三重労働局 健康安全課 TEL059-226-2107 まで
 (〒514-8534 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎)



SAFETY FIRST

三重労働局・各労働基準監督署

SAFETY FIRST



三重県内における交通労働災害の現状

★平成30年交通労働災害発生状況【交通労働災害が大幅に増加しています!】



業種	平成29年		平成30年		増減	
	休業4日以上	死亡(内数)	休業4日以上	死亡(内数)	人	%
全産業	64	4	87	3	+23	+35.9
製造業	6	1	0	0	-6	-100.0
建設業	6	0	19	2	+13	+216.7
運輸交通業	10	0	14	1	+4	+40.0
第三次産業	42	3	54	0	+12	+28.6
新聞販売業	11	0	17	0	+6	+54.5
通信業	10	0	13	0	+3	+30.0

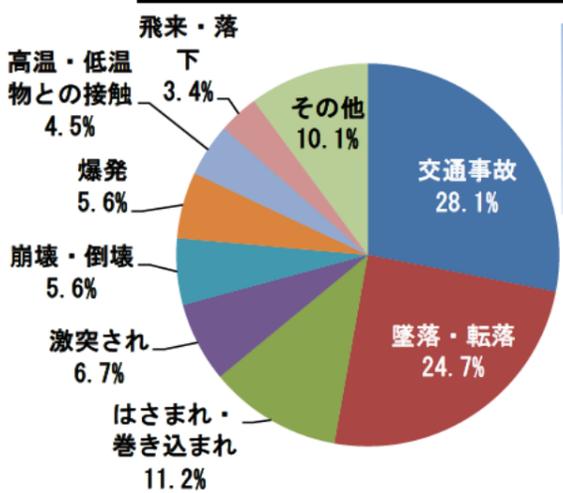
平成30年8月末現在、前年同時期対比



★第12次労働災害防止計画期間中(平成25年~29年)の交通労働災害発生状況【交通事故による死亡者数は全産業の約3割を占めています!】

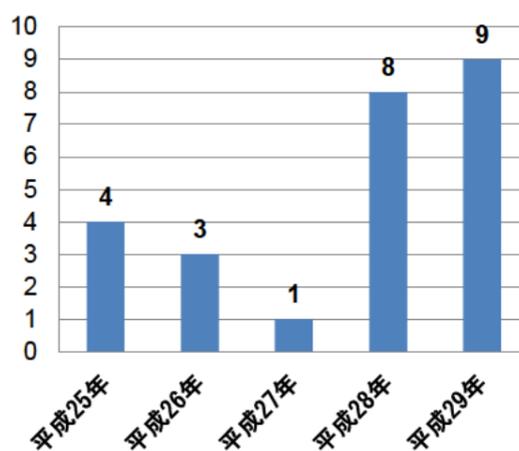
I 交通死亡労働災害

事故の型別死亡労働災害の内訳

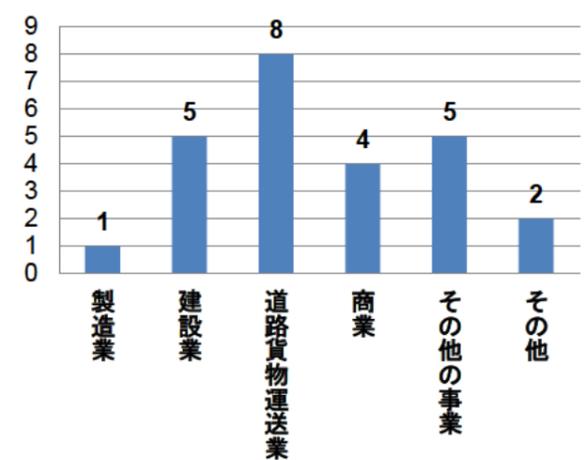


死亡者数
合計89人
交通事故
25人

交通死亡労働災害の推移

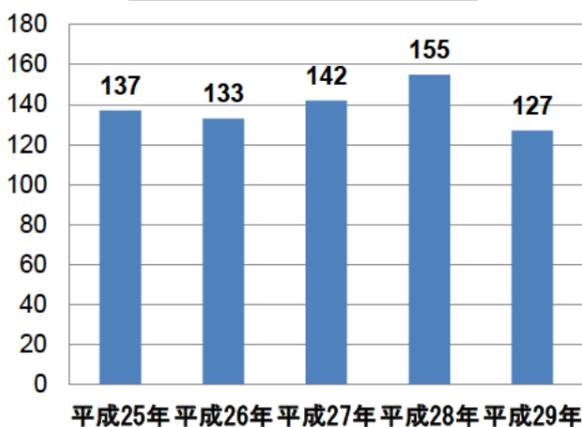


業種別交通死亡労働災害

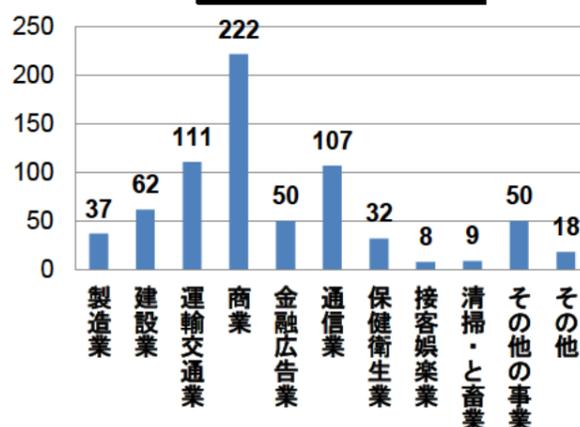


II 交通死傷労働災害(休業4日以上)

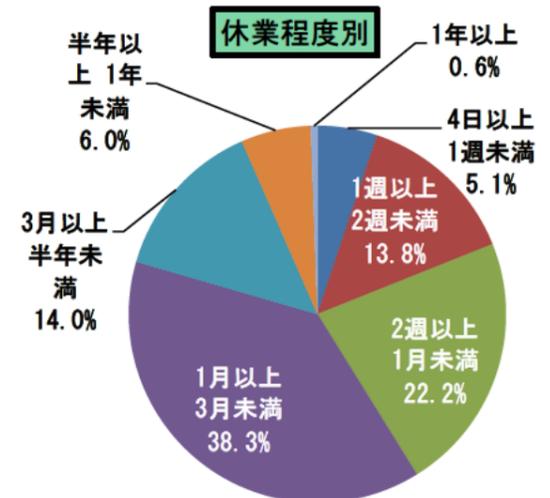
交通死傷労働災害の推移



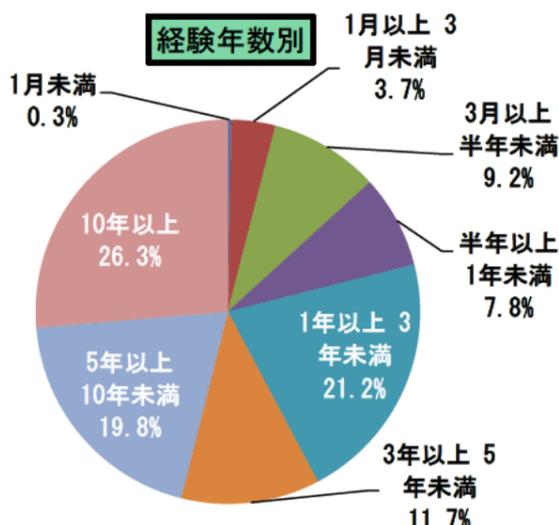
業種別交通死傷災害



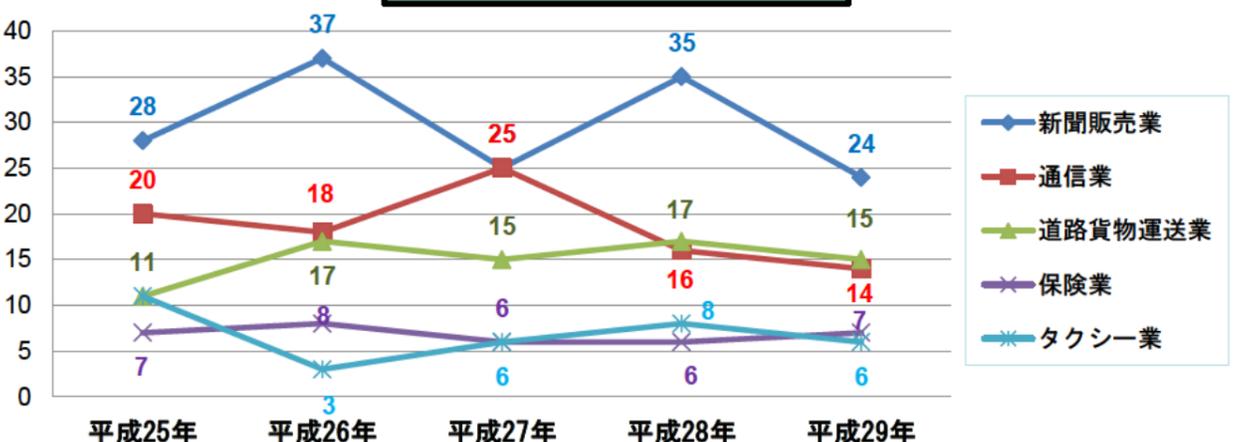
休業程度別



経験年数別



交通死傷労働災害(特定の業種)



注: 交通労働災害とは、交通事故による労働災害であり、通勤災害は除く。



交通労働災害防止のご照会は三重労働局健康安全課(059-226-2107)または最寄の労働基準監督署まで

三重県内で発生した交通労働災害事例（平成29年）

I. 死亡災害事例

業種	職種	年代	経年数	災害発生状況
派遣業	運転手	70代	9年	被災者は、送迎車を運転し従業員を自宅へ迎えに行き、派遣先事業場へ向け国道を走行中、交差点において中央分離帯に激突した。
卸売業	配達員	50代	9年	被災者は、配達業務中、国道を走行していたところ渋滞停止中の準中型トラックに追突した。
教育研究業	用務員	60代	3年	被災者は、自転車で学校用務の買い物を終えて学校へ戻る途中、道路脇の車庫から出てきた自動車と衝突した。
製造業	運転手	60代	35年	被災者は、4tトラックで製品を運送中、国道を走行していたところ、後方からダンプカーに追突され、前の大型トラックとの間にはさまれた。
警備業	警備員	60代	3か月	被災者は、道路舗装工事現場において警備員として交通誘導をしていた際、資材運搬中のダンプカーを誘導していたところ、当該ダンプカーとガードレールの間にはさまれた。
建設設備工事業	清掃員	20代	3年	被災者は、深夜作業を終えて社用車に乗車し帰路途中、高速道路のトンネル内で前方の大型トラックに追突し、はずみで右側の壁に衝突、横転し後方から走行して来た乗用車に衝突された。
建設設備工事業	清掃員	10代	11か月	同上
建設設備工事業	清掃員	20代	2年	同上
派遣業	土工	70代	55年	被災者は、道路の除草作業中、自ら運転し停車させた作業車に刈り取った草を乗せようとして作業車から降りたところ、当該作業車が動き出したため、停車させようとしたところガードレールと作業車の間にはさまれた。

II. 休業災害事例

業種	職種	年代	経年数	休業見込期間	災害発生状況
新聞販売業	配達	20代	3か月	2週間	被災者は、自動車で配達中、信号の無い交差点を直進中、出会い頭に右側から直進してきた車と衝突した。
電気通信工事業	建設作業員	60代	8年	3週間	被災者は、トラックで産業廃棄物を運搬中、道路と側溝の段差で車のコントロールを失い、路肩から1m下の側溝に滑り落ちた。
通信業	営業	40代	23年	1か月	被災者は、スクーターで営業先へ向かう途中、信号が手前で黄色に変わりブレーキをかけたが雨で前輪が滑り、バイクごと転倒した。
建築業	大工	30代	17年	1か月	被災者は、会社から現場へ車で向かう途中の道路で前日からの雪で路面が凍結しておりタイヤがスリップし、車ごと転倒した。
保健衛生業(社会福祉施設)	生活支援員	30代	6年	2か月	被災者は、利用者を送迎のため国道を走行中、前方の停止車両を避けるためブレーキを踏もうとしたが操作を誤り、電柱にぶつかった。
新聞販売業	配達	50代	15年	2か月	被災者は、自動車で配達中、ハンドル操作を誤って縁石に接触し、その反動で頭部等を打撲した。
タクシー業	乗務員	60代	5年	3か月	被災者は、タクシー待機所から戻る途中、交差点の赤信号で停止中に後方から来た車に追突された。
保険業	営業	50代	10年	4か月	被災者は、営業で車を運転中、信号の無い交差点で、出会い頭に車と衝突した。
一般貨物自動車運送業	運転手	40代	9年	12か月	被災者は、大型トラックで高速道路を走行中、渋滞で停止した為、車線変更しようとしてミラーで後方確認していたところ、後ろから車両に激突された。

交通労働災害を防止するため!

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取り組みを行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

二輪車に必要な配慮

- ☑ **二輪車運転対策**
 - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
 - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬季に必要な配慮

- ☑ **視認性向上**
 - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
 - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出すぎに対して注意喚起する。



交通労働災害防止のためのガイドライン

- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
 - ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
 - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
 - ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
 - ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通労働災害防止の意識高揚**
 - ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
 - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

- ☑ **教育の実施**
 - 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
 - ・十分な睡眠時間の必要性の理解
 - ・飲酒による運転への影響の理解
 - ・交通危険予知訓練による安全確保
 - ・交通安全情報マップによる実態把握



- ☑ **その他**
 - ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
 - ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
 - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため**走行中止**、**徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
 - ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト:交通労働災害の現状と防止対策 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

(H30.9)

交通労働災害が大幅に増加しています!!

～ STOP! 交通労災

★平成30年交通労働災害発生状況【全産業で前年同時期比33%の大幅増加!】

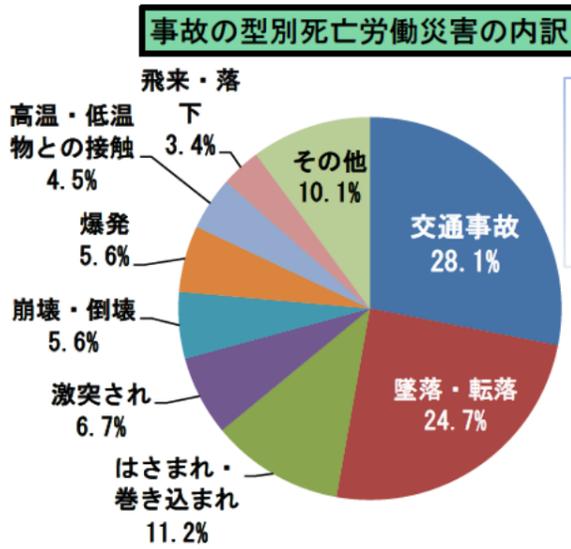


業種	平成29年		平成30年		増減	
	休業4日以上	死亡(内数)	休業4日以上	死亡(内数)	人	%
全産業	87	4	116	4	+29	+33.3
製造業	6	1	1	0	-5	-83.3
建設業	6	0	23	3	+17	+283.3
運輸交通業	14	0	18	1	+4	+28.6
第三次産業	61	3	74	0	+13	+21.3
新聞販売業	18	0	21	0	+3	+16.7
通信業	11	0	19	0	+8	+72.7

平成30年10月末現在、前年同時期対比

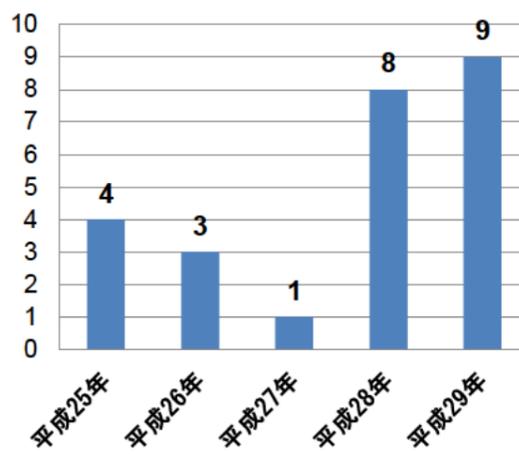
★第12次労働災害防止計画期間中(平成25年~29年)の交通労働災害発生状況【交通事故による死亡者数は全産業の約3割を占めています!】

I 交通死亡労働災害

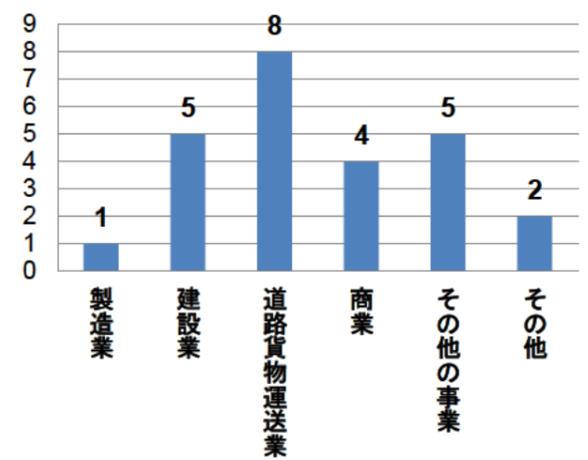


死亡者数
合計89人
交通事故
25人

交通死亡労働災害の推移

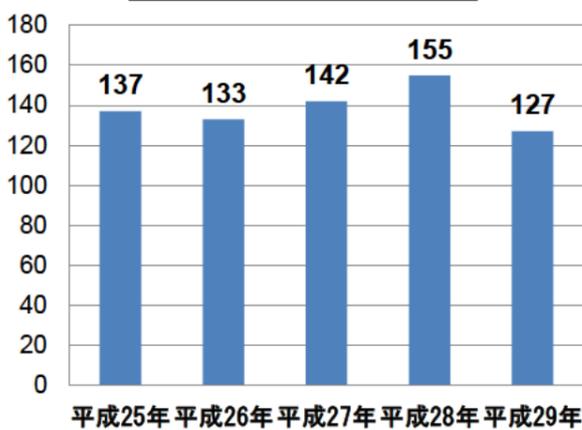


業種別交通死亡労働災害

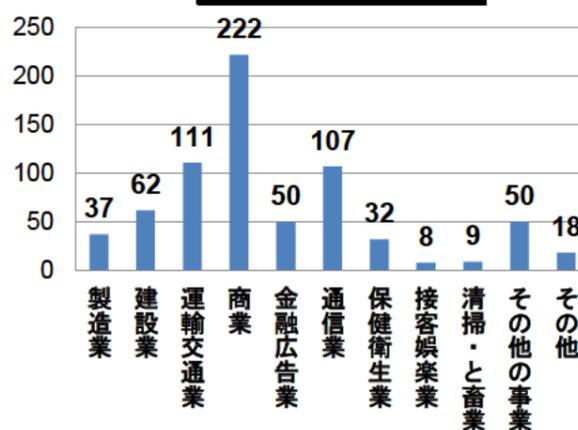


II 交通死傷労働災害(休業4日以上)

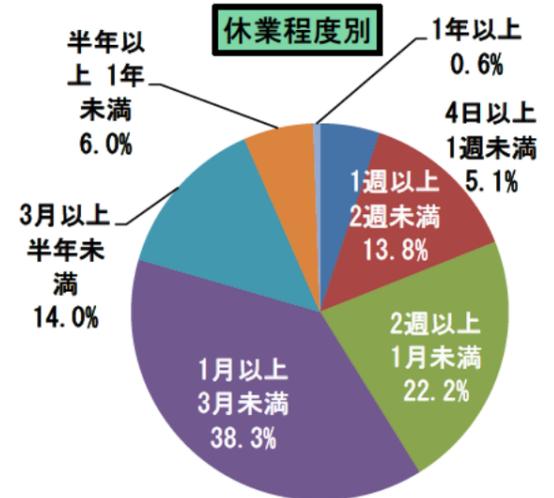
交通死傷労働災害の推移



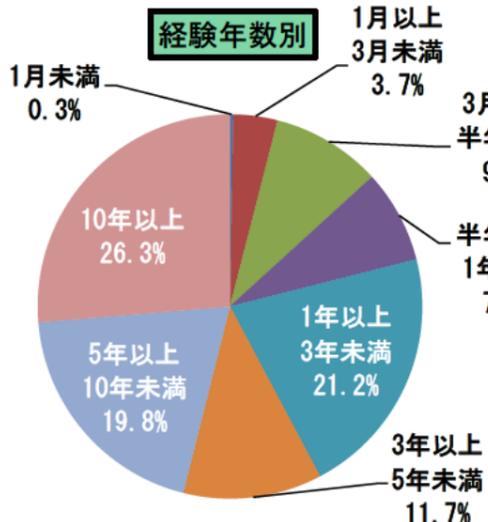
業種別交通死傷災害



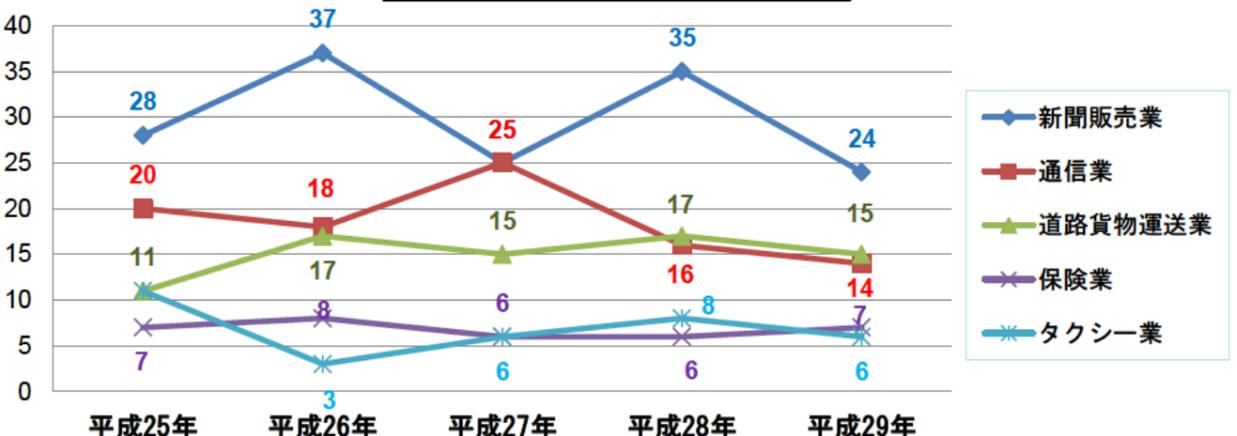
休業程度別



経験年数別



交通死傷労働災害(特定の業種)



注: 交通労働災害とは、交通事故による労働災害であり、通勤災害は除く。



交通労働災害防止のご照会は三重労働局健康安全課(059-226-2107)または最寄の労働基準監督署まで

「三重県交通労働災害防止大会
～STOP! 交通労災 安全大会～」の開催について

三重労働局

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度からスタートした第13次労働災害防止計画においては「死亡災害ゼロ」及び「死傷災害アンダー2,000」を目標に災害防止の取り組みを推進していますが、本年、特に交通労働災害については、10月末現在、前年同時期と比較し、33.3%の大幅増加となり、業種別では建設業で283.3%、運輸交通業で28.6%、第三次産業で21.3%の増加を示し憂慮すべき状況にあります。

そのため三重労働局では、三重県下の労働災害防止団体等と協調し、各事業場における交通労働災害の防止の推進を図るため、下記のとおり「三重県交通労働災害防止大会 ～STOP! 交通労災 安全大会～」を開催することといたしました。

つきましては、事業主及び交通労働災害防止の管理者等の積極的な参加をいただきますようお願いいたします。

記

- 日時 平成31年1月17日(木) 14時00分から16時30分まで
- 場所 三重県総合文化センター 生涯学習センター 視聴覚室
- 定員 130人(定員になり次第締め切ります。)
- 内容 ○あいさつ【三重労働局長】
○県内の交通労働災害の現状と交通労働災害防止ガイドラインについて【三重労働局労働基準部長】
○講演:「交通事故情勢と交通事故防止対策について」【三重県警察本部交通部交通企画課 警部】
○講演:「プロのプライド」【株モビリティランド 鈴鹿サーキット交通教育センター 所長】
○大会宣言【建設業労働災害防止協会三重県支部 専務理事】
- 申し込み方法 事前に下記申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXで申し込みください。
及び申し込み・ 〒514-8524 津市島崎町327-2 三重労働局 労働基準部 健康安全課
問い合わせ先 【FAX 059-226-2117】・【TEL 059-226-2107】

平成 年 月 日

「三重県交通労働災害防止大会
～STOP! 交通労災 安全大会～」申込書

三重労働局長 殿

事業場名称
所在地
事業者職・氏名

標記の大会に下記のとおり申し込みます。

職名	氏名

申し込み担当者の職・氏名 及び連絡先(TEL)	
----------------------------	--

- 注: 1 申し込みは、定員になり次第締め切ります。
2 一つの事業場で複数の方の申し込みをされる場合は、人数調整をさせていただく場合がありますのでご了承願います。(その場合は事前に申し込み担当者様へご連絡いたします。)
3 参加券は発行しませんので、大会当日は当該申込書(写)をご持参ください。

臨時産業保健研修会開催のご案内

三重産業保健総合支援センターをご利用いただきましてありがとうございます。

この度、臨時に産業医以外の産業保健スタッフ向け研修会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

日 時 : 平成 31 年 2 月 19 日 (火) 14 時 30 分～16 時 30 分

場 所 : 津市桜橋 2 丁目 191 番 4 当センター研修室 (三重県医師会館 5 階)

テーマ : 「これからはじめる職場環境改善」

ストレスチェック制度の中で職場環境改善をこれから始めようとしている事業場の担当者 (人事労務担当者や産業保健スタッフ等) に職場環境改善の基礎知識を分かりやすく説明します。

講 師 : 三重産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員 安 保 明子

定 員 : 28 名

研修会申込方法等

- ・ お申し込みは裏面の申込書に必要事項をご記入の上、Fax 又は郵送でお願いします。
- ・ 研修会は、多数の方が受講を希望されることがありますので、欠席する場合は必ず連絡をお願いします。

お問い合わせ先

〒514 - 0003

津市桜橋 2 丁目 191 番 4 三重県医師会館 5 階

独立行政法人 労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター

(担 当 : 山田、森)

☎ 059 - 213 - 0711 Fax 059 - 213 - 0712

「臨時産業保健研修会（これからはじめる職場環境改善）」申込書

申込日 平成 年 月 日

三重産業保健総合支援センター あて
(Fax : 059 - 213 - 0712)

1 業 種 _____

2 事業場名 _____

3 所在地 _____

4 職 種 該当するものに○印をご記入ください。
保健師 看護師 衛生（安全）管理者 人事・労務担当者
事業者 労働者 その他（ ）

(フリガナ)
5 受講者氏名 _____

6 電話番号 _____

7 Fax 番号 _____

- ・ ご記入の個人情報は当センターが責任をもって管理し、当センターが提供する産業保健サービス以外での使用はいたしません。
- ・ 申込書は申込者1名毎に作成してください。受理しましたら通知いたしますので電話番号、Fax 番号は必ずご記入してください。